

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079  
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

「違憲・合法論」への疑問 …………… 2

見せかけ「減税」と見返りの大衆大増税 …………… 3

― 八四年度予算案批判(一) ―

生産性基準原理を土台に教育、政治に言及 …………… 7

― 八四年版「労働問題研究委報告」の特徴 ―

三池炭 鉦有明坑内火災 …………… 10

― 労働者虐殺の背景と真実 ―

燃え た 労働者 …………… 14

― 総選挙闘争・千葉一区のたたかい ―

朝鮮問題の見方 …………… 17

― 階級的視点から ―

# 旬刊 社会通信

NO. 220

一九八四年二月一日

一九八四年二月一日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

## ■ 巻頭言 ■

## 「違憲・合法論」への疑問

「日経」一月三〇日付夕刊によれば、石橋委員長は、三〇日朝の総評との定期協議の席上、自衛隊の「違憲・合法論」について、「先に運動方針案起草小委員会が決めた、平和保障政策」に関する原案を手直しし、違憲、合法といった表現にこだわらずまとめたい」と、表現を修正する意向を表明したとのことである。本誌第二一八号所掲の巻頭言「石橋委員長に望む」でも要望したように、適切な処置である。

「違憲・合法論」は多くの論議をまき起こした。自衛隊は「合憲・合法」の立場をとる自民、民社といった政党は、「ことは自体が難解」「石橋委員長の問題提起は姑息」（月刊自由民主二月号）、「ニュー社会党」らしい珍奇な論」（週刊民社、一月二〇日）、「違憲・合法論なんて荒唐無稽いな、まやかし理論」（春日一幸）と一就している。マスコミの論調も「国民に誤解と混乱を招く発言」との見方だが、彼らの批判には「社会党もようやく現実的に即した認識に一步接近。その限りで評価できる」との前提がある。これらは政治の「玄人」の発言であって、平和と反戦の表徴としての「非武装中立論」を支持し社会党に一票を投じた労働者、勤労者には、「社会党よ、お前もか」と映ったことは諸新聞への投稿に明らかだ。

この問題でとくに注目すべきなのは、自衛隊の現役幹部が公然と論争に参加する気配をみせていることだ。一月三日付の「読売」は、「違憲・合法論は支離滅裂」と、石橋委員長の出身県の自衛隊幹部の発言をのせた。これまでなかったことである。

石橋委員長の苦悩はわかる。だが、野党第一党、何よりも「非武装中立」を党是として掲げる社会党として「守るべき一線」がある。われわれも「現実的」ということを頭から否定する気持ちはない。問題は、「現実的」という言葉を、革新、つまり社会主義政党の立場からどう理解するかだ。

「現実的」との意味を広辞苑に求めれば、対比語として「理想」が掲げられ、「理想に對するものとしての現実」「現に事実としてあること」とある。きわめて厳格な規定である。

社会主義を目標とする社会党が、「現実」を否定するだけであっていいか。もちろん否である。理想に向かって現にあるものを、どういうプロセスを経て近づけるか、これが問題だ。これが、昨年末の国会での「石橋・中曽根論争」の本質ではなかったのか。現実をいじくるだけでは、すでに民社党という先輩がいる。この先輩は「西欧社民の本流はわが民社党」と出発した。しかし今日、民主「社会主義」の「社会主義」という文字に苦悶し、「社会主義」をはずすかはずさないかの論議に発展している。「現実的」であることを売物に発足した民社党がもののみごとく破産した一つの例だ。もし、「違憲・合法論」が社会党の運動方針案に入れられるとすれば、近い将来、社会党もまた民社党と同じ道を歩むことになることは必然だ。われわれはこれを恐れる。われわれだけが恐れるのではない。国民が社会党を見離し、その結果、中曽根軍拡路線、「戦後政治の総決算論」に国が流され、あの暗い「いつかきた道」に歴史が旋回することを恐れるのだ。

社会党が憲法の本質、そして階級闘争の精神にそって、理想に向かって突き進むのを、望むや切。

# 見せかけの減税と見返りの大衆大増税

—— 八四年度予算案批判 (一) ——

はじめに

一月十八日、自民党税制調査会（加藤六月会長）が八四年度税制改正大綱を決定し、また政府税制調査会（小倉武一会長）も、同日ほぼ同趣旨の税制改正答申を提示したことから、八四年度政府予算案の歳入面の内容（ただし国債を除く）が事実上決定した。

その特徴を一言でいえば、まったくの見せかけの「減税」と見返りの大衆大増税（「公共料金」値上げを含む）といえることができる。同時に、「増税なき財政再建」が完全に破綻したのではなく、このスローガンが、いかに勤労国民の眼をゴマ化すインチキの代物であったかが——「行革」予算初年度の八二年度予算の時からすでに明らかだったのだが——いっそう露骨な姿をとって示された。そこで以下、主な点をとりあげ批判しておきたい。（なお、国債、経費、財政「再建」と予算大綱等については、八四年度予算の大蔵省原案、政府案が決定、提示され次第、次回でとりあげる）。

## 新たな「増税なき増税」

一九七七年度以来、実に七年ぶりに税制改正（中心は諸控除の引上げによる課税最低限の引上げ）を伴う減税が八四年度に実施されることになったが、その額は所得税、住民税だけみると一兆一、八〇〇億円（うち所得税八、七〇〇億円）となっている。（表1）総額所得税の場合、独身者で年収二〇〇万円以下、一〇〇万円、同三〇〇万円以下、三〇〇万円、夫婦者年収三〇〇万円以下、九〇〇万円、夫婦二人（標準世帯）年収三〇〇万円以下、四七五万円にすぎないからだ。（表2）

表1 税制改正（減税）の内容

税項目	税額 億円	主 内 容
所得税	8700	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的3控除（基礎、配偶者、扶養）の引き上げ 各29万円→33万円</li> <li>・給与所得控除の引き上げ 控除率40、30%の適用範囲を拡大</li> <li>・特別人的控除（障害者、特別障害者、老年人、寡婦、勤労学生） の各2万円引き上げ</li> <li>・同居老人、同居特別障害者の特別控除引き上げ 各5万円→7万円</li> <li>・配偶者控除が受けられる主婦のパート収入限度額引き上げ 79万円→88万円</li> <li>・税率構造の見直し 最低税率10%→10.5%、最高税率75%→70%、きざみ数19→15 〔夫婦子ども2人のサラリーマン標準家庭では、 課税最低限201.5万円→235.7万円 減税額（年収500万円） 29,000円〕</li> </ul>
住民税	3100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的3控除の引き上げ 各22万円→26万円（59年度は25万3000円）</li> <li>・特別人的控除の各3万円引き上げ</li> <li>・市町村住民税の最低税率の引き上げ 2%→2.5% 〔標準家庭では、 課税最低限158.4万円→188.8万円（59年度） 減税額（年収500万円） 17,800円〕</li> </ul>

表2 見せかけのミニ「減税」、（所得税）

		200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
独身者	現行 (新社保)	86,400	167,000	403,800	766,800	1,511,400
	正 案	84,300	163,800	388,750	749,750	1,466,000
	減 額	2,100	3,200	15,050	17,050	45,400
夫婦者	現行 (新社保)	53,000	127,200	351,600	697,200	1,416,000
	正 案	45,675	120,300	332,650	667,250	1,367,000
	減 額	7,325	6,900	18,950	29,950	49,000
夫一人	現行 (新社保)	24,000	92,400	300,800	627,900	1,329,000
	正 案	11,025	80,700	276,550	591,750	1,268,000
	減 額	12,975	11,700	24,250	36,150	61,000
夫二人	現行 (新社保)	—	58,000	254,400	567,000	1,242,000
	正 案	—	42,525	225,400	522,450	1,169,000
	減 額	—	15,475	29,000	44,550	73,000

ついでにふれておけば、現代の国家独占資本主義に特有の慢性インフレ、物価騰貴の下では、賃上げは多くの場合名目賃金の上昇にとどまり、実質賃金は事実上すえおきとなる。だが課税上では、名目賃金(所得)が上った結果、所得税・住民税(所得割)の課税最低限が事実上引下げられ(今まで非課税の人が課税されるようになる)、同時にまた税率も事実上引上げられ(今まで例えば一〇%から一五%へ)、そのため「増税なき増税」がひとりで行進する。多くの国で、こうした増税を緩和するため「物価調整減税」が法的に制度化されているが、わが国では社会党の具体的法案つきの要求を政府・自民党が拒否し続けている。本来、こうした「減税」の制度化を前提とした上での減税でなければ、およそ減税とはいえないということである。

だから、今回の「雀の涙」の減税分すら、八四年度にかりに五%のペアがあったとすると、事実上の課税最低限の引下げと税率の引上げによって、減税があってもほとんどの所得階層で年間納税額が前年度を上回ってしまい(例外は年収三〇〇万円の標準世帯のみ)、ミニ減税もほぼ帳消になってしまう。この新たな「増税なき増税」は、たとえば、前年(八三年)年収二五〇万円の独身者の場合、一八万七、八八〇円だった納税額が一万二、二〇〇円も上がり、納税額二〇万円となる、等々である。(表3)

表3 新たな増税なき増税(円)

	52年	58年	59年 (ペア5%)
<b>独身で年収250万円</b>			
年所得	1,850,000	2,500,000	2,630,000
住民税	76,200	121,200	130,000
税金計	40,840	66,680	70,000
社会保険料	117,040	187,880	200,000
手取額	1,200,000	1,900,000	2,000,000
<b>夫婦と子ども2人で年収300万円</b>			
年所得	1,612,960	2,122,120	2,230,000
住民税	2,220,000	3,000,000	3,150,000
税金計	103,300	51,800	50,400
社会保険料	19,350	41,340	35,800
手取額	2,965,000	93,140	86,200
同400万円	140,000	230,000	240,000
年所得	2,050,350	2,676,860	2,823,800
住民税	2,960,000	4,000,000	4,200,000
税金計	57,000	139,000	142,800
社会保険料	47,280	94,420	91,900
手取額	104,280	233,420	234,700
同500万円	190,000	300,000	300,000
年所得	2,665,720	3,466,580	3,665,300
住民税	3,700,000	5,000,000	5,250,000
税金計	121,200	243,200	249,300
社会保険料	85,640	169,080	169,300
手取額	206,840	412,280	418,600
	240,000	380,000	380,000
	3,253,160	4,207,720	4,451,400

(注) (1)社会保険料は実額に近い金額  
 (2)52年は、近年で最後に減税があった年度

解説によれば、減税所要財源のうち、約半分は勤労大衆自らの負担で、残り半分を企業の大企業・大法人にとっては、この程度のミニ増税分を独占価格の引上げで、最終的に勤労国民の負担に転嫁することは朝飯前である。とすれば、勤労国民はミニ減税を帳消にされるだけでなく、この転嫁分とあわせて、あとでみる酒税、物呂品税、「公共」料金的大幅引き上げ分だけ、新たな大衆増税を実質的に押しつけられることになる。くわえて、七八年以來ここ六年間にわたる巨額の「増税なき増税」(大蔵省資料によっても、八二年までの五年分だけで約八兆六、八〇〇億円にも達する)分は、まるまる取らねばなしということになる。

勤労国民を、これほど愚弄するものはない。

「ブルジョア国家の課税原則」が貫徹

一般に、労働者をはじめとする勤労国民から最大限に徴税(追加搾取)し、独占資本か

表4 主な間接税の引上げ

酒 税	・清酒 (1.8ℓ) { 特級 1級 2級 } ・しょうちゅう (1.8ℓ) { 甲類 乙類 } ・ビール (633ml) ・果実酒 (720ml) ・ウイスキー { 特級 (760ml) 1級 (720ml) 2級 (640ml) }	現行価格	増税額	増税率
		2,550円	179円	20%
		1,800円	79円	18%
		1,350円	25円	15%
物 品 税	・新規課税 ◇サーフボード、ウインドサーフィン ◇ディスクプレーヤー、ビデオディスクプレーヤー、 コンパクトディスク ◇ビデオディスク、録画済み磁気テープ ◇録音・録画用磁気テープ ◇マイクミキサー、電気楽器、電子のキーボード ◇電磁調理器 ◇全自動以外の電気洗濯機 ・税率引き上げ 普通乗用車等 小型乗用車 軽乗用車 普通・小型ライトバン 軽ライトバン カーグラー	本則	初年度	
		10%	5%	
		15%	0%	
		10%	0%	
		10%	5%	
		15%	5%	
		15%	0%	
		10%	10%	
		上げ幅	新税率	
		0.5%	23.0%	
		1.0%	18.5%	
0.5%	15.5%			
0.5%	10.5%			
0.5%	5.5%			
1.0%	18.5%			
地方税	・自動車税15%、軽自動車税10%各引き上げ (1-1.5ℓの自家用乗用車は3万円→3.45万円)	1400億円		

表5 モデルケースによる患者負担の比較 (厚生省試算)

例	医療費	区 分	患 者 負 担 (円)		
			現行	改定後	差
盲腸手術、 7日間入院	152,740	{ 健保本人 健保家族 国 保 }	4,300	18,424	+ 14,124
			30,548	33,348	+ 2,800
			45,822	48,372	+ 2,450
胃がん全摘 30日間入院	641,650	{ 健保本人 健保家族 と国保 }	15,800	54,000	+ 38,200
			51,000	54,000	+ 3,000
			—	1,840	+ 1,840
高血圧で 2日通院	18,400	{ 健保本人 健保家族 と国保 }	5,520	5,520	—
			7,800	36,093	+ 28,293
胃かいよう 手術、14日 間 入 院	297,930	{ 健保本人 健保家族 と国保 }	51,000	54,000	+ 3,000

(5)あわせて、形を変えた事実上の大衆増税といつてよい「公共料金」・諸負担が、これまた大幅に引上げ拡大された。

らは最小限に徴税する（しかも、支出は独占資本の利益のために優先的に振り向ける）というのが、ブルジョア独裁としての資本主義国家の課税原則（法則的必然）である。この原則が、今八四年度税制改正（改悪）で、いかに貫かれているか、いくつかの代表的な具体的事例を以下であげておこう。

(1) 所得税の最低税率が、現行の課税所得六〇万円以下一〇%から、五〇万円以下一〇・五%へ引上げられ、反面で、最高税率が八、〇〇〇万円超七五%から七〇%へ引下げられた。（相続税、贈与税にも連動）。

(2) あわせて市町村民税（所得割分）も、最低税率が三〇万円以下の二%から二〇万円以下の二・五%へ引上げられ、反面、「賦課制度」（頭打ち税率）所得税、住民税を合わせた課税限度）を、現行の八〇%から七八%へ引下げ、これによって独占資本の高額所得者の税負担を大幅に軽減した。

(3) 今年度「減税」では、まったくごくわずかの課税最低限の引下げとならんで、累進税率きざみの「緩和」が行われたが、その重点は課税所得六〇万円以下一、五〇〇万円の「中堅所得層」におかれたとされている。たしかに、この階層は税率構造上の所得区分からすれば「中堅」（中間）だが、所得の実態からすれば、課税所得六〇〇万円というのは年収換算では一、〇〇〇万円にあたる。だが、年収一、〇〇〇万円超のサラリーマンは、実数で三七万五、〇〇〇人で、全体のわずか一・一%を占めるにすぎない。サラリーマンのほとんどは、年収三〇〇万円以下が五八%、三〇〇〜五〇〇万円が三〇%を占めている。この点でも、大部分の一般勤労国民をまったく愚弄する「減税」である。

(4) 所得逆進的な（所得が低いほど税負担率が高くなる）間接税が、かつてないほど大幅に引上げ拡大された。（表4参照）。そののみか、「税収の安定確保」に「直間比率は正」のために「課税ベースの広い間接税」（一般消費税）導入の必要を宣言している。

消費者米価三・八%、酒類(前述)、国立大学授業料三万六、〇〇〇円、国鉄平均八%、私鉄平均一三・五%、タクシー、地下鉄、都市交通(額は現時点では未定)、NHK(カラー一九・三%、白黒四四・二%)、国民年金掛金三九〇円(月額)、雇用(失業)保険掛金(額は未定だが、あわせて給付条件も改悪)、健康保険法の大改悪、等々。さらには、地方自治体レベルの値上げ・改悪が今後あいつぐこと必至である。

健康保険の改悪の内容は、①本人給付率を現行十割から九割(八六年からは八割)へ、②本人だけが現在支払っている入院時定額負担(一ヶ月に限り一日五〇〇円)を健保家族と国民健康保険加入者にも広げる、③高額医療費の自己負担限度額を現行一ヶ月五万一、〇〇〇円から五万四、〇〇〇円に引上げる、というものである。これが、いかに莫大な「自立・自助」、「受益者負担」を勤労大衆に強いることになるかは、表5の試算が正すとおりである。この改悪をすんなり許すようだと、大部分の賃金と国民健康保険加入世帯の家計をいっぺんに破産状態に追いこまかねないといわねばならない。

(6) 減税、必要財源を賄うための「痛み」を分かちあうという政治的ポーズを国民に示すため、法人税率をわずか一・三%引上げ(しかも、二年間の時限立法)てみせた。独占資本にとつては、この程度の増税を独占価格におりこんで大衆に転嫁することは朝飯前であることを先にのべた。くわえて問題なのは、資本金一億円超、年間所得八〇〇万円超であれば、資本金が何百億、何千億であろうと、また法人所得が何百億、何千億に達する大法人(独占資本)であろうと、中小法人と同一の税率(改正で留保分四三・三、配当分三三・三%)ですむ税制が今年度も温存された。おまけに前記基準を下回る法人(中小というより零細法人)の税率も一%引上げられた。(この点詳しくは、小林晃「現代財政論」新評論をよ)。

(7) 「産業の活性化と景気回復に資するため、エネルギー利用の効率化、テクノポリス建設促進のための投資減税制度」(三〇%の特別償却、取得価格の七〇%の税額控除)が新たに導入された。資本のためには、至れり尽せりである。

(8) 利子・配当所得の特例、医師税制の特例など、所得税、法人住民税、法人税等広範囲に及ぶ、文字どおり世界最高のいわゆる不公平税制・租税特別措置(国民税調のまったく控え目な試算でも、八三年分で三兆四、〇〇〇億円の減税)が、今回もほぼ一〇〇%温存された。あわせて、いわゆるグリーンカード制度(標準世帯で四、一〇〇万円までの預貯金の利息非課税を認めたマル優制度限度額を超える架空名義分の脱税防止のための法律。国税庁の推計でも五、六兆円に達すると見込まれている)が、自民・民社の反対で(いったんは全党一致で決定)八二年以来実施が延期凍結されたまま、今回も見送られた。

(9) 最後に指摘しておかねばならないのは、高額所得(者)公示制度(毎年五月に高額所得者として年所得一、〇〇〇万円以上を税務署が公表する制度。なお、今年から「高額所得者」は一、五〇〇万円超に改められた)の改悪である。今回の税法改正で、従来の年収公示から納税額一、〇〇〇万円超に変更された。この変更の政治的意図は、社会の主人公たる労働者がわずかに平均約三〇〇万円、対するに独占資本家は公表分だけでも三〇億円台を筆頭に億万長者がざらりといるという、資本主義特有のまったく極端で不当な所得間格差、ひいては労資間の搾取と階級対立を、一般の勤労国民に分りにくくする点にあることは見えずいているというべきである。社会主義のソ連では、最高給の党書記長が一般労働者と同じ質のパンを食い、一般のものよりやや高級とはいえアパート式の公務員住宅を自宅としている現実とは大違いである。(つづく)

## 生産性基準原理を土台に教育、政治に言及

—— 八四年版「労働問題研究委報告」の特徴 ——

日経連の対八四春闘戦略「労働問題研究委員会報告」（副題Ⅱ雇用の確保とインフレ防止に労使の広範な協力を）が一月一日の日経連臨時総会で発表され、満場一致で採択された。

一〇回目に当たる今回の「報告」の特徴を検討し、独占の八四春闘戦略を明らかにし、全労働者の総反撃でこれを粉砕しなければならぬ。

### 「春闘」解体を公言

総会冒頭、大槻日経連会長は「毎年のベースアップは高成長時代の遺物であり、許されない段階にある。消費者物価安定の今日、定昇程度でいくべきだ」と公然とベア・ゼロを宣言した。

そして日本経済の現状認識について「景気が少しよくなって来たので、少し高目の賃上げでもよいのではないか」という意見があるが「それは問題であり、そうした謬論は徹底して正していく必要がある」として、「ダイエット（減食して体調を調整する）論」を展開した。昨年のもっぱら「ハンブルライフ論Ⅱ我慢の哲学」であったが、大槻見解によれば、

「いま日本経済はダイエット中であり、ここでダイエットを中止したのでは、体調の正常化は、元の木阿弥にかえてしまう。ダイエットを続け、ダイエットに馴れさせ、ダイエットそのものが正常な状態となつてはじめて体の正常化は完全なものになる」。

と解説し、八三賃金決定の「正常化の第一歩」を、「今年は第二歩、第三歩踏み出していかなければならない」と強調した。

これをうけて松崎専務理事は「報告」提案のなかで「生産性基準原理の貫徹」を目指し、その具体化について「定期昇給制度への注意を喚起」しつつ、「定昇実施も給付件費の増加につながるものであり、このほかにベア・スアツプをすることが、低成長下と物価安定の状態下にあつて合理的理由をもつてであろうか」と、定昇程度、ベア・ゼロの賃金決定を総資本の基本方針として指示した。

問題はそれだけではない。大槻発言が「毎年のベアは許されない段階」といつているように、松崎提案は口答で「ベア闘争は惰性でやっているだけで、一年休んだらどうか」と「春闘解体」へ踏みこむ発言をしているのである。

この発言は、驚くべきことだが、なんと「総評新聞」の新年特集号に、黒川議長との対談相手に松崎専務理事が登場し、「物価上昇率が一％台になってきたときに毎年、賃上げだとしておられるのは精力の無駄じゃないですか。労力の浪費じゃないですか。……三年に一ぺんか、二へんでいいじゃないですか。もし私が総評議長だったらそういう提案をします」と語らせているのである。

そして黒川議長は「春闘方式三〇年の歴史があるから馴染まない」と反論しつつも、

「アメリカの労働組合のように、協約の中で賃金か何かやるということだったら、二年に一ぺんか、三年に一ぺんやってもいいんじゃないかという気がします」と受けているのである。

これではなめられて当然だ。松崎提案はすでに全民労協の有力組合の中で議論されはじめている課題を先どりして、実に鋭く労働組合の弱点をついているのである。

もう一つ注目しておかねばならないのは、「報告」が戦後の賃金闘争を総括して、

①終戦直後の「食える賃金をよこせ」

②高度成長期の「ヨーロッパ並の賃金をよこせ」

③第一次石油ショック後の「消費者物価＋アルファ」

という労働組合の賃金要求は達成され、役割りは終わった。と指摘していることである。そして今日は「生産性基準原理」というのが日経連なりの総括と主張である。

残念なことだがこの指摘は一面で当たっている。「消費者物価＋アルファ方式」を根拠とする「経済整合性論」から脱却しない限り、春闘の活性化、「管理春闘打破」はありえない。私達はまづ要求基準の見直しから始めなければならない。

#### 官公労部門、教育に大きな位置

「報告」の第二の特徴は、賃金決定のあり方よりも、国全体の政治、経済のあり方に大きく踏みこんでいることである。賃金決定については「労働組合も基本的な認識については、われわれと大差ないものとなりつつある」(序文)として「第四章 官公部門の諸問題」と「第八章 教育の問題」について、憲法改悪につながるもっとも反動的な見解が展開されている。

「官公部門の諸問題」で見逃すことのできない点は、官公労働者の賃金・労働条件決定に関する「労使協定」を否認する見解が、直接的ではないが被歴されていることだ。具体例として八王子市や武蔵野市の昇給、退職金問題をあげ「納税者に何の相談もなく労使協定で決められている」と非難している。これは昨年の「報告」や先に引用した「総評新聞」対談で、公労委、人事院の廃止が主張されていることを、さらに一步すすめて、官公労働者の労働基本権のすべてを剥奪する意図を表わしたものとみななければならない。

さらに矛先は地方議会、参議院にむけられ、地方議員の定数大幅削減を主張し、参議院については比例代表制導入によって政党化されたことを理由にその廃止を提唱。これには憲法四二条の改正が必要となるので、当面、定教を五〇名(現行二五二名)に削減せよといたい放題だ。

冗談でいっているわけではないことは、行革断行の主張が昨年から行政部門から立法府にむけられはじめていることをみれば、財界が具体的な準備にとりくんでいることは明らかである。

「教育の問題」については日経連の教育専門委員会で検討されてきた内容がそのまま記述されているのだが、ここでは第一に、校内暴力問題解決のために、公立中学校を廃止(私立は残す)し、九年間義務教育制度を見直せと主張している。「画一的授業を課すよりは、自己に適した技能習得の道を選べやう」とは、いかにも低賃金若年労働者の確保に



懸念な日経連ならではの主張である。

第二は私立大学に対する人件費補助金の力ツト。第三は「企業と教育」の中で、企業の体育館、運動場の開放、学校への講師派遣などの必要を指摘し、第四に家庭教育をとりあげスキミング教育を強調し、これが企業内安定にも役立つと結んでいる。

資本主義の危機とともに拡大する社会不安に対する総資本の危機感の表れであろう。

### 「報告」の十年を総括

「報告」の第三の特徴は、今回の報告が一〇回目であることにちなんで、この一〇年間の総括(前述の賃金闘争総括もその一つ)と、二一世紀へむけての経営者の心構えと総資本の中期戦略を明らかにしていることである。(序文、第九章むすび)

「序文」で「報告」が果たした役割と民間企業労働組合の指導者の経済認識(日経連と同様の)を高く評価し、「むすび」で企業別労働組合の重要性和、「ケインズ主義と福祉国家」政策からの脱却を強調している。ここでは本誌でもしばしば指摘してきた日経連の基本的戦略である賃金の抑制と福祉水準の切り下げを、欧米各国に先んじて強行してきたことが「先進国病」を比較的軽微のうちに克服しえた理由であること、欧米各国も「五〇年間続いたケインズ主義と福祉国家政策を反省」しつつあることが語られている。

さらに加えて、東南アジアの「ルック・イースト、ルック・ジャパン」に対応して日本の労働者管理政策の輸出にも意欲をみせている。

この道が、軍事大國路線と資本進出立國路線を莫進し、帝國主義同盟の有力な指導國家を指すものであることは明らかであろう。

なお第五章中小企業問題、第六章高齢化問題、第七章ME化と労働問題については省略するが、いづれも独占擁護の論理と政策で貫かれていることはいうまでもない。中小企業問題は昨年の報告で初めてとりあげられたものだが、労働生産性の向上のため中小労働労組の大手以上の高い賃金要求、労働行政の過剰介入を非難しながら、大手の下請単価の切り下げや横暴についてはまったくふれていない(この部分は原案からカットされた)。

私たちは近年ますます拡大しつつある格差に対して、その実態(大手の下請支配構造)を暴露し、一切の格差に反対して春闘で全力をあげて闘わねばならない。

### 独占はたたかっている

臨時総会ではこのほか「法人税増税反対」の緊急動議を採択したが、これも賃金抑制の大きな口実とされよう。稲山経団連会長は税調からの使用者側委員の引上げまで言及している。変な例えだが、彼らは闘っているのである。労働組合にこれだけの意気込みがあるだろうか。

「報告」はたんに従来の「管理春闘」の延長線上の攻撃ではない。「行革」を全面に押したてた新たな攻撃であることをしっかりとらえ、まなじりを決して総労働者の総反撃春闘を構築しよう。

## 三池炭鉱有明坑内火災

——労働者虐殺の背景と事実——

またもや八三名が殺された

一月一八日午後一時五分頃、三井石炭、三池炭鉱有明鉱の坑口から約三キロメートル入った二二〇メートル坑道（海面下二二〇メートルの地下坑道の意味）と三二〇メートル坑道を結ぶ連絡斜坑、そこは採掘現場から掘られた石炭をベルト・コンベアで送炭している坑道であるが、坑道に設けられた入気を遮断する通気門付近で火災が発生し、火煙が入気坑の役割をしている二二〇メートル坑道を猛烈な勢いで風下に吹きこむことになるため、奥で採掘作業していた労働者はもちろんのこと、排気坑道から逃れようとした労働者も、避難命令が遅れたため逆流してくる煙に巻かれる状態となる。

ほとんど火災現場から採掘現場まで約二・三キロメートルに連なる坑道が、石炭を燃焼したとき発生する一酸化炭素ガスを含んだ煙で覆われ、袋小路のようになった。そこで働いていた九六名は逃げるにも、逃げられず、救助隊が現場到着するまで二一時間、放置されたことになった。その結果は八三名が死亡、一三名が一酸化炭素中毒被害者として担ぎ出される惨状となった。

停電し真暗な坑道のなかで帽灯をたよりに、仲間たちが、迫りくる「死」の恐怖のなかで呼びあい、手や足は硬直し、目はどろんと坐り、ある者は狂乱的に呪文を唱えるなど阿修羅となったことは、三池炭鉱三川坑炭じん爆発の体験から想像できる。

しびれゆく手を結び合わせながら……

三池炭鉱新労組の保安調査団が災害発生から三日後、現地調査結果を発表しているが、その記事のなかには、現場では送風用のゴムホースが切り取られたもの、圧縮風管がハンマーでたたき割られたり、また附近には一酸化炭素予防マスク入各人携帯用Vが無情にも散乱しているなど、新鮮な風気をもとめようとするギリギリの生きることへの執念、抵抗の跡が残されていた。

また、意識がうすれ、しびれてゆく手に精魂つき果てて書いたであろう……パイプのうえにチョークで最後の妻の名が「母と妹を頼む」「切羽に行くのか」と遺書と思える字が恐ろしく、胸をついた（一月二二日「朝日新聞」）。

同鉱に働く某下請労働者から事情聴取したものであるが、火災現場から二・三キロメートル離れた一番奥の四五〇メートルの掘進作業（採炭切羽づくりのための坑道掘り）に従事していた下請労働者の場合は、停電によって坑道が真暗になっただけでなく、揚水ポンプが止まったために水嵩がしだいにたかまっていく、火煙が吹き下してくる、同僚たちは一つになって逃げ道をもとめて迷いつづけるうち、次第にしびれてゆく手をおもわず相互結び合せながら死んでいったと語ってくれた。（奇しくもそのうちの一人が救出された組員の証言）

## 会社は「保安は万全」というが

坑内火災で多くの労働者が死傷する災害といえば、いままでの経験では沿層の自然発火、採掘跡の自然発火によるものであって、ベルト・コンベアの火災によって、戦後最大の死傷者を出す惨事となったことは、三井資本がいかに保安無視の合理化を強行していたかを示すものである。

災害の直接原因については、技術的な結論をただちに即断するような情況にないが、(1)火災現場が岩盤坑道であったことからすれば、沿層の石炭や採掘跡の石炭が自然発火したようなものではないこと。(2)火源として推定できるものは、電動機の過熱とベルト・コンベアの摩擦熱による以外は考えられない。しかし出火地点において電動機が設置されていなかったことからすれば、コンベア以外にないことになる。(3)炭鉱のベルト・コンベアは石炭を搬送するため設置され、両端に回転する軸があり電動機で動作しているもので、発火地点はただ回転軸受部分で電気スパークが考えられないとすれば、ベルトがベルト・コンベアを支えているアーム(金棒)との間に挟まった硬石、雑木と摩擦をおこす、ベルトが蛇行することで、アームと接触摩擦し、ベルトを素成しているゴム、糸の屑が堆積し、それに摩擦熱が引火したものと考えられる。

だが、会社の主張によれば、ベルト・コンベアの火災対策として、軸受け部分の温度感知器、ベルトのスリップ防止器、蛇行防止装置、積み過ぎ防止装置などがあり、ベルト・コンベアに異常が起きたときは、自動的に停止することになっている。なお集中管理方式によって中央制御装置があって、すべての坑道の作動状況が管理され、異常発見したときは、ただちに応急処置ができるように完備しているなど、保安は近代的技術を集中した炭鉱であって、万全であったと言う。

## 会社の不当、不法な振舞い―九つの事例

会社は保安について万全であったと言っても事実上ベルト・コンベア坑道において坑内火災が発生したということである。坑内火災が発生したにもかかわらず、煙探知器をはじめ、すべての保安装置が作動しなかったという事実である。「災害の数日前、作業の途中でベルト・コンベアから匂いにおいがしていたので(今回の火災元のこと)保安係員に言ったが、そのままであった」と現場労働者は告白している。

このように有能な技術をもって安全装置を施行しているからといっても、生産増強に狂奔する資本の意志からすれば、これらの技術を拒否し、ときには、安全装置が作動しないことを口実に、不安全な環境のもとで労働にかりたてることになるのである。今次災害では日を追って、会社の不当、不法な振舞い、労働者に対する非情な仕打ちが明らかになってきている。その事例とは、

(1)会社が坑内火災が発生したのは一月一八日午後一時五〇分と発表したのであるが、その一五分钟前、火災現場から四〇〇メートル離れた箇所働いていた労働者が、坑道に煙が充満していることを発見している。だが煙探知器をはじめ、すべての安全装置が作動しなかったばかりか、ベルト・コンベアが自動停止することもなかった。

(2)ベルト・コンベアの段巻(ベルトとベルトとの積みかえ箇所)のところは、炭じんが

飛散するもので、炭じん爆発の危険もあり、散水装置が施されていたが、石炭に水分を多く含ませると、カロリー低下による炭価の切り下げになる、運炭能率が下がるという理由から意図的に止めていた。もし散水がおこなわれていたならば、今次の大災害は事前に防げたのであろう。

(3)二、三キロメートルのベルト・コンベアの運行、ころび石炭の処理、機械掃除、点検、炭粉散布など日常必要な保安作業が伴うのにもかかわらず、誰一人として配置されていない。まったく無人化にしていたことである。

(4)発火地点における巡回保安係員が配置され、坑内火災における現場指示を適確にできているとすれば、有明鉱の入口坑道の入口でもあることからすれば、もっとも近い、通気門を開くことによって手前の排気道に火煙を流すことによって、風下に働く場所に一酸化炭素ガスを送りこむことを防ぐことができたはずである。

(5)会社が避難命令をだしたのが同日の午後二時五分となっているが、はじめに現場労働者が煙を発見した時刻からすれば、三〇分以上が経過し、何らの対策をとらず、労働者は煙道となった袋小路のなかに閉じこめられていたことになる。(註 坑内火災といえ、ビル火災を想像すればわかる。そのとき発火してから三〇分も経過して避難命令を出したとしても、入口付近で発火したその階の人びとがどうなるか、他階への道は遮断され、飛び下りもできない坑内の事情を考えるとわかるだろう)

このように、会社は一刻も採掘作業を停止することなく、労働者を働かせようとしたことが、本来局所的な火災として消火でき、誘導避難もでき易い状態でありながら、多くの人命を奪う結果となった。

(6)坑道には、三池炭鉱三川坑の炭じん爆発災害後、「非常退避場所」が設置されることになった。退避場所に逃げこむと、そこにはエアパイプがあり、継ぎ目はずすことで室中に新鮮な空気を入れることができ、一酸化炭素ガスを吸いこまなくてよい。だがこの施設も、三ヶ月一回、義務づけられている退避訓練が充分なされていなかったことを証明するように、誰一人利用していなかったこと。

(7)今次災害でも北炭夕張炭鉱の災害と同じように下請労働者が、被災者の半数を占める三五名の死亡、五名の負傷者を出したことがある。犠牲はつねに、本工との賃金差別と日常の保安教育にも軽く扱われる組織をもたない労働者にしわ寄せされる。

(8)有明鉱は昨年七月以来、無事故の保安成績であったほど、保安は徹底していたと会社は主張しているが、四山鉱、三川鉱とも変わらない負傷率がおこなわれていることである。新労組(第二組合)と下請労働者の場合、入院加療するような重傷以外は、負傷程度に応じて現場預け、保安部預けというのがあるが、賃金支給を一〇〇%補償することを条件に強制出勤にかりたて、官庁届を穩すことがなされたのであって、負傷なしの保安鉱とは嘘である。

(9)このような社会的に災害の隠蔽しつづけてきた三池炭鉱の悪業さは、今次災害でも、できるだけ会社内部で火災の消火、救助で処理しようとしたことであらわれている。高田町・大牟田市の消防署の場合では、災害が発生した二時間後の会社連絡によると、坑内火災は「誤報」だと取り消すなど、関係官庁にたいする連絡は遅れさせることで、例のごとく

証人隠滅する姑息な手段は、遺族をはじめ、労資協調路線を唱えてきた新労組、関係官庁からの批難の的となったのである。

### “生産増強”が事故の真因

以上の事実から弾効できるように、会社は、“保安は万全であった”といかに言葉を弄しても大量の労働者虐殺の責任をのがれることはできない。会社は災害のたびごとに現場労働者の不注意と気のゆるみから起きたものであるとか、労働者が企業破壊を目的とした謀略的行為（今次災害個所には、三池労組員が一人もいなかったことから至難な業だが：…）などデッチ上げ、刑事上、社会的責任を労働者に転嫁してくと判断できるが、数々の保安サボが起きた原因、背景が生産増強をはかる資本の合理化、労働者に文句を言わせない職場のファッショ的な圧制にあったことにつくる。

三池鉱業所の平賀哲陽所長が社内報の新年号でも述べているごとく、「三池炭鉱は今年度の出炭計画を四百九十二万トンへ内訳、四山鉱が百九十万トン、三川鉱と有明鉱がそれぞれ百四十八万トン」としたが、上半期だけでも十六万トンも下廻っている。そのため経理状況が悪くなっているのです、下期ではどうしても、上期分の減産をとりかえさねばならない」とハッパをかけているのである。

この指示は当然、開発間もない有明鉱は、坑道維持の間接費が少なくすむ。炭層が厚く、良質炭で売炭し易い、機械化がすすんで効率が良いなどの条件からして生産が集中されたと見なければならぬ。生産増強による利潤追求のためには、職場においては保安無視、“ウム”を言わせない強制労働が「保安第一」「事前点検」という虚飾にすぎないスローガンとは裏腹に強行されたということである。

さらに三井石炭資本は（本店幹部）は災害から一日経った一九日、被災家族では野辺送りさえ終えていない状況のもとで早急に生産を再開し、閉山はしない（『朝日新聞』一月二〇日）と、九六名の死傷者をだしていることに何ら恥らもなく、むしろ九六名の死傷者にとどまったことは、全鉱員までに被災が拡がらなかったことに気を良くしているのか、鬼畜にも等しい冷酷である。「閉山しない」との言辞こそ、「あまり責めたるならば鉱山を閉塞するぞ」という脅しともきこえる厚顔さである。盗人たけだけしいという他はない。

### 採炭部門では三池労組を拒否

有明鉱は昭和五十一年に三井資本が日鉄資本から買収したもので、三池炭鉱の終掘に応じて、開発採掘した新鉱である。そのため会社は反合理化、長期抵抗の構えでたか三池労組員の受け入れを排除した。そのため三池労組員は坑外施設と疎水道管理などの間接作業の一部にかぎられているのでわずかの人数であって、生産現場は、職員組合、三池炭鉱新労組、下請労働者で占められていた。今次災害で三池労組員のなかに被災者はなかったものの、新労組のなかに多くの犠牲が出たのである。

### 新労組にも矛盾

三池炭鉱新労組は同盟系であって、三池闘争中に三池労組は闘争至上主義との理由で分裂し、三池労組とは血と血を洗うまでに対立し会社の御用組合として役割を果たし、三池炭鉱三井炭鉱じん爆発時においても、被災者の会社幹部の抗議さえ、「死んでから文句を言うほどであれば辞めておけばよかった」と中傷し、生産再開を急げと会社に協力、次々にすすめられる企業合理化についても、区口運動、生産性向上運動など会社に加担してきた象徴的な労資協調路線の労働組合であったが、被災者をはじめ三池炭鉱に働く労働者の三井資本への怒りが渦巻くなかでは、たたかわざるをえないまでになっている。

## 燃えた労働者

——総選挙闘争・千葉一区のたたかい——

全国から祝福の声

昨年来の総選挙終了後、そして今年の新春にかけて、千葉県一区上野建一 新代議士の誕生にたいして、祝福の声が全国の仲間から寄せられている。あらためて、千葉県一区は全国焦点であった、という感を強くしている。総選挙をたたかった一人として、不十分ではあっても全国の仲間にとたかった内容を総括の一視点として、討論の場に提供したい。

七九年、八〇年選挙の教訓のなから

社会党千葉県本部は周知のように、一九七五年分裂という苦い経験をしており、その後、七九年統一自治体選挙では、県会議員の議席を一〇名から三名に激減させてしまった。その上、八〇年八月同時選挙では、一区で木原実氏を選別支持（全電通、川鉄など推せんせず）などによって落選させてしまった。この経験を総括して、党内は何とかまとまって選挙をたたかわないかぎり勝てない、という強い気持が支配した。

そのためには、党内において徹底的に討論して決定する党内民主主義の確立、さらに、党支持勢力の結集をはからなければならない。とくに、最大の支持勢力である千葉県労働組合連合協議会との関係正常化をはかることを方針として決定した。この方針は党内的には生かされた。二年前の八〇年一〇月に、衆、参両院の候補者と第一次統一自治体選挙候補者が決定され、すでに二年間の準備期間がもたれた。

その成果は、八三年政治決戦で生かされた。すなわち、県議員は九議席まで回復し、六月参議院選挙では、地方区で新人候補がトップ当選を果たした。右派も含めて党内的には、一体となってたたかわないかぎり勝てない、との思いが肌身に試みていた。この二つのたたかひの成果の上で、衆議院総選挙がたたかわれた。したがって、党内的には一体となり、一にぎりの右派議員（この人たちは候補が右派でも自分のことしかやらない）を除いては、選対の重要メンバーと活躍した。

全電通は公明支持を決定

社会党内は一応まとまり、候補決定の際に起こった党と県労連の亀裂を埋めるために、参議院選挙での合同選対による共同行動の積み上げ、九月党県本部大会への県労連議長の出席、一〇月県労連大会へ党県委員長長のあいさつなどは成功し、外からみれば正常化したような関係はできあがった。その上で、総選挙直前に党県本部の側から県労連、全電通（党支持団体）にたいして関係改善の積極的働きかけがあった。

しかし、一区問題については県労連をはじめ一部労組との関係は改善されなかった。全電通労組は、社会党支持団体でありながら公明党の支持を決定した。電気労連、鉄鋼のうち一区で最大の労働者をもつ川崎製鉄は、それぞれ民社党支持となった。その上、県

下労働運動のセンターである千葉県労働組合連合協議会は、最後まで一区上野建一氏の推せんを決めなかった。労働組合の状況は、八〇年六月同時選挙での木原実氏の状況より悪かった。(木原氏の時は、最終的には県労連も推せんし、全電通、電気労連は推せんしなだけで他党の推せんはなかった)

このような労働組合の状況、とくに県内の労働のセンターである県労連の推せんがなく、その上、候補者上野氏も県会議員の経験は四区の市川市であるため、知名度が低くマスコミの関係者だけでなく、多くの人たちは「とても当選は無理」と踏んでいた。社会的常識からいえば、当然の受け止め方である。社会党中央が総評との関係抜きで語れないように、各都道府県本部でも県評の支持なしに選挙を闘えない。だから、無作為の抽出調査ができるまでは、新聞各紙は例外なしに六番手にあげていた。つまり、現役四人、つづいて共産党の元議員、その次であった。

加えて全電通労組は、県支部委員長名で一区内居住者六千名に、公明党支持の親書を出し、公明党もまた数次にわたって全電通組合員宅をオルグした。結果は、混乱を生んだだけで公明党支持の拡大にはならなかった。

このようななかでも全電通内の社会党員は社会党支持のために積極的に活動した。社宅や個人住宅のオルグ、電話作戦を中心にしたかった。とくに、電話局の門前で、朝出勤する組合員にたいして社会党への支持を訴える「チラシ」配布をおこなった。この行為にたいして、全電通県支部は「警告書」を活動家に発した。つまり、全電通は公明党支持だから、社会党の活動をすれば「処分」するという内容のものであった。天下の公道で党の法定チラシをまくことは、選挙活動の「自由」であり、党員は当然のことながら、みずから所属する党の支持拡大を訴え、活動することは当然、として警告書はつき返した。

ここまで労働組合の悪い状況ばかり書いてきたが、それは一にぎりである。積極的な面が数多くでているし、労組活動は前進した。県労連非推せんの中なかでも、県労連傘下の主要単産、千葉県教職員組合、国労千葉地本、全通千葉地本、京成電鉄労組を先頭とする県私鉄、全農林労組など数多くの推せん労組、機関としては推せんでないが「社会党支持する会」などをつくって参加した高等学校教職員組合、自治労など、従来の木原氏選挙を上廻る積極的参加となった。

そのため、一区の選対はせいぜい党と労組の連絡会議程度しかできないのではないか、という危惧を一掃して、社会党、労働組合、社青同を中心とする青年共闘、婦人会議などで本格的な合同選対が結成された。共通の目的で、共同行動態勢が確立した。これが当選させることのできた第一の要因である。

これ以上はもう下れない

公示以前から選挙戦をつうじて、職場、地域から「社会党頑張ってくれ」という激励があいついだ。臨調行革攻撃によって、公務員労働者は「人事院勧告」が未実施となり、労協労働者は「仲裁々定」が削減されるなかで、これ以上政治勢力としての社会党が後退したら、自分たちの生活はどうなるのか、というギリギリのなかで反撃に立ち上った。国鉄の労働者は「上野さんを当選させることが、国労攻撃をはね返す力だ」として牽引車の

役割りを果たした。また、全農林の労働者は「一人一〇票の紹介者は少ない。さらに一〇票の上のせを」として動いた。

六月参議院選挙で糸久新参議員を当選させる原動力となった教育労働者は、電話作戦を中心にして積極的に行動した。経営問題が焦点になっている専売は、労働者の生活を守るためには「社会党を勝たせる以外にない」として燃えたった。

民間職場でも京成や他の私鉄、全金労働者など一体となって「中曽根にこれ以上安定多数を許したら何をされるかわからん。何としても社会党の前進を」との声が盛り上がった。

そして婦人は「上野さんを当選させる婦人の会」を結成して活動した。婦人活動家の多くは「戦争への危険な道」を中曽根内閣が歩んでいる危機感をもって活動した。また青年共闘にも二〇歳代前代の若い青年が結集しはじめている。

年金生活者もまた、臨調行革による軍拡路線と福祉切り捨てに危機感をもって活動した。「何としても社会党が勝ち、私たちの生活を守ってほしい」という訴えがあった。

このように千葉県一区での社会党議席の奪還の力は、「もう黙ってはいられない。これ以上下がるとはできない。」という労働者、勤労農民の声の集約と、党員、労働者をはじめ支持勢力のギリギリのたたかいであった。党はこの要求に応えなければならぬ。自衛隊を正当化する「違憲・合法」の発言や、サンケイ新聞アンケートのように、臨調行革の「増税なき財政再建」に賛成し、あたかも行政改革賛成のような態度をとってはならない。平和を守る党、労働者、勤労国民の生活と権利を守る党としてたたかいつづけることが、現在の情勢の要請であることを今次総選挙の結果は示している。

#### 休まずに次のたたかいを

千葉一区は上野建一氏が当選し、自民党は三議席から一議席となり、社会一、自民一、公明一、共産一という各党系議席となり、ダブル選挙以前にもどった。自民党の後退は喜ばしいかぎりであるが、自民党批判票が公明、民社の中道に多く流れていることに注目しなければならない。一区では公明党はトップ当選でもっとも安定している。民社党は次点で、社会党との差は四千六百票まで迫っている。予想を越えた前進であった。したがって一区の仲間は、次のたたかいをいまからはじめよう、と誓いあい、上野新代議士を先頭に、ただちに駅頭演説、街頭演説をはじめ職場、地域の座談会を開始している。

ついでに千葉一区の特徴的なことを二点つけ加えておく。その一つは、自民党泰道三八前代議士は前回一三万余票を獲得してトップ当選した。その時百名を越す逮捕者を出し、金権候補の汚名を着た。三年有半前に婦人組織を中心に「泰道三八に辞任を要求する県民会議」が結成され、この間活動がつけられた。その結果、泰道氏は八万票減らし、五万票しか取れず落選した。一区では「金権」批判されたら駄目になることを事実をもって示した。

共産党は一区で議席の回復を果たしたが、全県から一区に集中させ、終盤は「社会党攻撃」に集中した。そのため県下全体では、得票数、率とも後退した（社会党は全県で前進した）。選挙の戦略、技術で大きな問題を残している。



## 朝鮮問題の見方

——階級的視点から——

### 「第三世界」への視野が必要

日本人にとって、朝鮮を抜きにして国際情勢を語ることはできない。最も近い隣国を抜きにして国際情勢を捉えようとするのは不可能であるだけでなく、極めて非現実的だといわねばならない。にもかかわらず、日本人の多くは、決して正しく朝鮮問題を捉えていないし、あるいは国際情勢を考えるときにアメリカやソ連、そして西欧諸国に重点を置いて第三世界諸国を視野の外に置く傾向が強い。中曽根首相が田中実刑判決をかかえて総選挙を余儀なくされた直前に、西独首相コール、米大統領レーガン、カナダ首相トルドー、そして中国共産党の胡耀邦総書記と招待外交を行ってキズだらけの自民党政権を錦の外套で包んだ「外套外交」は、日本人の国際情勢についての盲点をついていたという他はない。

### 政治危機の背後に階級矛盾

地球は一つであり、世界は一つであり、人類は皆兄弟であるといわれる。特に通信が発達し、交通がスピードを増し、人工衛星が飛ぶ今日、世界は一体感を増しているだけでなく、レバノンとグレナダ、西欧と東北アジア、中南米と東南アジア、すべての地域の問題が目に見える軍事戦略、目に見えないイデオロギイ対立といった糸が明らかになっていくことを見落してはならない。PLEO問題も大きくいえば、米ソの冷戦の前提に生まれ、冷戦激化の中で分断が固定化され、軍事危機がたかまっているといえようが、冷戦を単に東西の軍事的政治的対立という側面だけで捉えるのは正しくない。その根底にある下部構造として世界に共通する資本主義の構造的危機とその中で激化している階級矛盾というものを見落してはならない。

階級矛盾は当然階級対立を生み出す。ブルジョアの支配するマスコミは、この階級矛盾の激化を突込んで報道することはない。彼らはおぼろげな現象を追いかける。本質に迫る記事は極めて少ないのである。特に日本のジャーナリズムは、国際情報の場合現象のみを中心に報道する。そしてアメリカ、西欧諸国の記事が多い。そして中国やソ連の記事は内幕もの的な書き方が一般である。

激化している階級矛盾と階級対立は各地でさまざまな現象形態を示している。スリランカで起った大衆の衝突は、シンハリ族とタミール族の紛争として報道された。形態はどのように見えたのかも知れない。しかしその根には両民族を分断支配して来た古い植民地主義の政治構造が残っていた。タミール族はインドからプランテーション労働者として英国の植民者がつれてきた人々とその子孫である。シンハリ族は英国の植民者に土地を奪われながらその支配体制に組み込まれ、奴隷労働者の地位を強いられていたタミール族とは一線を画していた。スリランカの独立後も政治権力の中核はシンハリ族にあった。こうした矛盾がその社会にはあったのである。さらに、第三世界に共通する問題として新しく新植民地主義の問題がある。新興独立国の多くは、旧植民地主義下でモノカルチャー農業が発達していた。スリランカは紅茶の生産で有名であり、今でも英国のブランドの紅茶がテル

レビでも宣伝されている。その輸出に頼るスリランカの経済は必然的にその紅茶市場を支配する外国資本に従属する宿命にある。スリランカの経済はその国の政府の自由な開発計画を許されなかった。外貨は常に食糧の輸入や日常使う工業製品の輸入に忙しく、ゆとりはない。工業化のための外国からの借入れも、天然資源の乏しい国とあってままたまならない。国民はますます貧しく、貧しさは大衆の反乱を招く。それがシンハリ族に対するタヌール族の反乱となり、紛争になっている。

中東の場合はさらに複雑である。階級矛盾が、あるいはキリスト教徒対イスラム教徒、あるいは同じイスラム教徒の中のシーア派対スンニ派、あるいはイスラエル対アラブといった対立の下部にあるからである。階級矛盾がなければ民族同志が争うことはない。階級矛盾がなければ宗教対立が血を流す争いになる可能性はまずないといってよからう。日本の場合、宗教と階級関係は比較的無縁である。仏教、キリスト教、神道諸派、みな共存している。ただし貧しい層を代表する新興宗教が生まれると、いずれも極めて戦闘的である。しかしし教団にお金が集まると、教徒は来世を信じて現実の矛盾に目をふさがせられ、教団中枢は体制内に安住し、他の宗教宗派と共存するようになる。宗教や宗派の対立も根底に階級矛盾があるから生まれるのである。

イラク、シリアなどは、イスラム教徒の国であるが、シーア派とスンニ派が対立している。アラブ世界ではスンニ派が多数でも、これらの国では決して多数派ではない。しかし経済の支配はスンニ派にあるのが特徴である。また長く帝国主義の下で支配をうけてきたアラブ諸国では、政権に二つの流れがある。一つは旧宗主国の利権に結びついた旧支配層が政権を握っている国々で、多くは王制である。もう一つは帝国主義から自立する人民戦権の国々である。前者は世界の石油資本と一体であり、その下で政権の安定をはかり、後者は石油資本とこれをバック・アップする欧米諸国から自立を求めて闘っている。シリアやリビアがそれであろう。

こうした国際情勢の底にある階級の状態を私たちは鋭く追求していくべきである。その眼で朝鮮の情勢を見なければ、正しい情勢の把握は困難になる。

### 「韓」国に反米闘争の火

朝鮮は、カイロ宣言が明らかに述べている通り、日本帝国主義から解放されたあととは、独立国となることが約束されていた。にもかかわらず、南半分の日本軍の武装解除に当たったアメリカは南朝鮮を解放するのではなく、これを占領したのである。アメリカ占領軍がそこで何をしたかが重要な点である。

アメリカ軍政当局は、まず左派分子の弾圧を強行したのである。労働者が自主的に結成した組合つぶしが行われ、民主的な人民の政治結社は弾圧された。その大衆的独立努力を上から押しつぶすだけでなく、その内部に右翼の暴力団を計画的に送り込み、内部から崩壊を進めたのである。その内部から民主勢力つぶしをはかった組織を指導したのが李承晩である。韓国労働運動史はこのアメリカ軍政当局と李承晩一派の策謀を余すところなく物語っている。以前本誌にも若干紹介していることなので、ここでは詳述はさげよう。こうして生まれた李承晩政権は、初めからアメリカの支配下に南朝鮮を掌握する手先きだった。まだ東西冷戦が表面化する前のことだが、南朝鮮から冷戦は準備され、始まったというこ

ともできる。

アメリカは当然李承晩政権を大切にしたい。だからこそ、李承晩はよくアメリカに対して「援助をよこさなければ、北と協商するぞ」と脅迫をし、援助を引き出した。しかしその援助は李承晩一派の利益にのみまわされ、大衆には何の援助にもならなかった。大衆は貧困から解放されず、その不満の声は武力弾圧を受けるだけであった。アメリカは対韓援助の見直しを迫られた。そのとき起ったのが一九六〇年の四・一九革命である。

四・一九革命は未完に終わった。これが完成していれば南北統一が実現していたはずである。アメリカは軍事拠点としての南朝鮮を失うことを恐れた。後日当時のダレスCIA長官が回想記に書いているように、朴正熙を使ってクーデターが起され、再びアメリカが支持する軍事政権が生まれた。

その朴政権は十八年続いた。アメリカに奉仕する政権に対して、国民のための政権を要求する民主化闘争が南朝鮮に拡がった。その闘争の先頭には野党の政治家金大中氏らが立っていたが、それを支える広い裾野ができてきた。無権利状態におかれてきた労働者階級の闘いがそれである。一九七九年春から秋にかけて、正に窮鼠猫を囓むような労働者の決起が各職場で起り、九月から十月にかけて釜山、馬山で大衆反乱が起った。その反乱の波がソウルに及ぼうとしていた十月二十六日、朴正熙が殺射された。

大衆の反乱は続いていた。人権問題、民主主義弾圧の解決を大衆は要求した。そのエネルギーは、しかし朴時代の経済成長政策の下で激化した階級矛盾の中から生まれたものにはならなかった。

この大衆決起のエネルギーは強大強烈だった。それだけに、アメリカに従属し、その軍事戦略拠点を維持するための新政権作りには、以前にもまして強烈な大衆弾圧が必要だった。それが光州事態として現れたのである。その血の弾圧の中から全斗煥政権が生まれた。それはアメリカという大国の意志がいかになりふりかまわぬ強烈なものかを示した。そして南朝鮮に反米闘争の火が拡がり出したのである。

#### アジア全土で反日帝闘争の広がりも

この間、終始日本の政府と独占資本は、朴政権を支持支援し、全斗煥政権を押し立ててきた。民社党も、公明党も、新自由クラブも全斗煥と気脈を通じている。南朝鮮人民大衆の階級矛盾は激化する一方であるが、南朝鮮の闘う人民のことをこれら中道と称される政党派はどう考えているのか。

こうした階級矛盾と階級対立の激化する南朝鮮の情勢を無視して、日米友好、西側の一員というスローガンが叫ばれている。

同じような情勢はフィリピンにもある。日本やアメリカは、アキノ氏殺害の実態に当惑しながらも、マルコス政権支持を続けている。日本の資本がフィリピンを侵略し、その経済支配を進めているのを保障するのがマルコス政権だからである。しかし大衆にとって、日米の利益よりも国民の利益が優先する。外国資本支配下で階級矛盾が激化し、従来保守的に決して社会主義者ではなかった政治家や一部資本家さえもマルコス批判を強め、大衆蜂起に合流し始めている。

北の朝鮮民主主義人民共和国は初めから人民政権の国として誕生した。それは南朝鮮を含めて、全朝鮮人民の政権という性格をもって樹立された。したがって南北統一を目指す朝鮮人民の闘いは、朝鮮民族内部の階級矛盾と南朝鮮で激化している階級矛盾を解消する闘いにもなっているといえよう。

階級関係の国際的分析は最も身近いところ、われわれ自身と隣国から行うべきであろう。

語

録

「今年の春闘は強気で攻め込む春闘にしたい。賃上げを勝ちとるためには、『どうせ』というあきらめや分け知り顔をやめて、お互いが自力で要求を勝ちとることを決意しなければなりません」(黒川総評議長、八四年一月二〇日、総評第三回拡大評議員会で)

「私鉄は運賃の値上げをした後だけに、賃上げには慎重にならざるを得ない。私鉄が春闘相場づくりをする立場になるのは大間違いだ」(五島東急電鉄社長、一月二四日の記者会見で、春闘の私鉄主導方式に反発)

「賃金の民間主導ということは明確で軸足をきちんと民間共闘の強化においてお互いが最大の力を発揮していくことが重要」(堅山全民労協議長、一月一八日、同盟大会のあいさつで私鉄方針を批判)

「(JICで)鉄鋼がこれまでリーダーシップをとってきたといわれたが、JICの集中回答方式の中で、電機自動車がリーダーシップのとれるような議論をJIC内部で検討していきたい」(宮田JIC議長、一月一七日からの生産性本部主催の労働関係最高幹部セミナーでの発言)

「国民は中曽根自民党にかなりの危機感をもっている。春闘でストライキを一発、二発くれても、それを受け入れる雰囲気にあるというのが、私の見方」(岩井章氏、一月二一日、国際労研春闘セミナーで)

「トップは何をすべきか。まず何をやるか目標をきめ、社員全員に自信を与える。構造転換に立ち遅れないよう、できれば先駆者になることだ」(亀井住友電工会長、一月二五日付「生産性新聞」で)

「違憲だが、手続的には合法とは矛盾している。自衛隊は戦争をするためにあるのではない、ということが分かっていない」「重野海上自衛隊総監、一月二一日、自衛隊父兄会で「違憲・合法論」を批判)

「従来、財政再建を口では叫びながらも一歩も進まなかったことから比べるとまあまあだが、点数をつけられるような改革ではない。今後は本質的な再建を進めていかなければいけない」(土光行革審会長、一月二五日、「読売」で八四年度予算について)

「総選挙の敗北はわが党の政治倫理、政治姿勢にたいする国民の批判。深く反省し厳粛に受けとめ、今後誠心誠意対処する。しかしこれまで掲げてきた政策には国民の支持をいただいている。総裁に就任したとき『戦後政治の総決算』といった考えはいまもいささかも変りはなく、これを貫く」(中曽根首相、一月二六日、自民党定期大会で)

岩下武夫著 (社会通信社刊)

## ソ 連 脅 威 論 の 虚 構

好評発売中

B6版 二百頁、(定価千円、二千〇〇円)